

平成26年度市町普通会計当初予算について

H26. 5. 29

1. 予算規模(第1表参照)

- 平成26年度当初予算においては、首長選挙のため輪島市が骨格予算を計上
- 県内19市町の予算規模 4,897億円(前年度比 +112億円、+2.3%)
- 骨格予算を除く18市町の予算規模 4,689億円(前年度比 +102億円、+2.2%)
- 増加16団体: 9市7町(骨格予算編成の輪島市を含む)
- 減少3団体 : 2市1町

※ 以下、実質的な動向を見るために、平成26年度に骨格予算を編成した輪島市を除く18市町により、前年度との比較を行う。

なお、平成25年度当初予算において骨格予算を編成した、小松市、能美市、内灘町、宝達志水町及び中能登町については、6月補正後の予算額を用いている。

(単位: 百万円、%)

区分	平成26年度 A	平成25年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
26年度当初予算総額 <骨格予算編成の輪島市を除く>	468,940	458,734	10,206	2.2

2. 予算の特徴

- 歳入面では、東日本大震災からの復興に係る施策に必要な財源を確保するための個人住民税の増加及び企業業績の回復基調による法人住民税の増加を見込む一方、地方財政計画を踏まえた地方交付税の減少を見込んだことから、一般財源総額は前年度並みとなった。
- 歳出面では、普通建設事業費及び臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の臨時的給付措置による補助費等が増加したことから、県内18市町の当初予算規模は2.2%増加した。

3. 平成26年度市町当初予算 歳入・歳出予算の状況

(1) 歳入 (第2表参照)

○ 地方税	1,677億円	(前年度比 + 31億円、+ 1.9%)
・ 個人住民税は、均等割の標準税率引上げ等による増(+14億円 +2.6%)		
・ 法人住民税は、企業業績回復を見込む等により増(+17億円 +11.3%)		
○ 地方交付税	1,004億円	(前年度比 ▲ 4億円、▲ 0.4%)
・ 臨時財政対策債を加えた実質交付税は、1,230億円(▲16億円、▲1.3%)		
※ 一般財源総額	3,107億円	(前年度比 + 31億円、+ 1.0%)
○ 国庫支出金	622億円	(前年度比 + 54億円、+ 9.5%)
・ 臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金(消費税率引上げに伴う臨時的給付措置)による増		
○ 繰入金	111億円	(前年度比 + 19億円、+20.1%)
・ その他特定目的基金取崩額の増(+15億円、+53.9%)		
○ 地方債	560億円	(前年度比 + 9億円、+ 1.6%)
・ 臨時財政対策債(▲11億円、▲4.8%)		
・ その他の地方債(+20億円、+6.5%)		

(2) 歳出 (第3表参照)

(性質別予算)		
○ 義務的経費	2,305億円	(前年度比 + 20億円、+0.9%)
・ 人件費(▲11億円、▲1.6%)		
・ 公債費(+3.4億円、+0.5%)		
・ 扶助費(+28億円、+3.3%)		
○ 物件費	617億円	(前年度比 + 11億円、+ 1.9%)
・ 消費税引き上げ等に伴う増		
○ 補助費等	588億円	(前年度比 + 31億円、+ 5.5%)
・ 臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金(消費税率引上げに伴う臨時的給付措置)による増		
○ 普通建設事業費	656億円	(前年度比 + 45億円、+ 7.3%)
・ 小中学校(+33億円)		
・ 消防・行政施設(+10億円)		

資 料

1	第1表	市町別予算総額一覧表	1
2	第2表	歳入予算の状況	2
3	第3表	歳出予算の状況	3

※第2表及び第3表は骨格予算編成団体を除く18市町

第1表 市町別予算総額一覧表

(単位:千円、%)

市町名	H26当初予算			地方税 対前年度 増減率	一般財源 比率	地方債 依存度
		対前年度 増減額	対前年度 増減率			
金 沢 市	161,385,885	3,357,899	2.1	2.0	68.5	9.6
七 尾 市	31,682,889	▲ 648,725	▲ 2.0	▲ 0.5	67.4	12.9
小 松 市	40,080,000	294,985	0.7	6.2	65.3	10.5
○ 輪 島 市	20,721,557	1,011,255	5.1	▲ 1.7	65.6	10.8
珠 洲 市	11,208,609	361,242	3.3	▲ 1.2	66.2	13.3
加 賀 市	29,048,520	752,520	2.7	0.9	65.5	10.3
羽 咋 市	10,271,000	1,088,000	11.8	▲ 0.9	67.6	16.0
かほく市	14,471,301	232,893	1.6	1.0	70.1	10.6
白 山 市	50,040,256	▲ 408,470	▲ 0.8	1.9	65.6	16.8
能 美 市	23,960,000	19,000	0.1	4.0	59.2	17.9
野々市市	16,820,000	1,200,000	7.7	1.7	60.5	14.7
市 計	409,690,017	7,260,599	1.8	2.1	66.5	11.9
市 計 (骨格除)	388,968,460	6,249,344	1.6	2.2	66.5	12.0
川 北 町	3,457,000	75,000	2.2	▲ 6.4	69.5	11.4
津 幡 町	12,124,753	▲ 109,905	▲ 0.9	3.3	70.1	7.7
内 灘 町	8,962,000	986,731	12.4	2.7	61.0	9.9
志 賀 町	13,656,582	663,018	5.1	▲ 2.3	64.4	5.6
宝達志水町	9,369,655	1,023,438	12.3	0.4	60.5	21.3
中能登町	11,879,207	658,752	5.9	0.9	55.5	12.8
穴水町	6,090,000	471,000	8.4	▲ 3.4	67.5	13.1
能登町	14,431,911	188,256	1.3	▲ 2.5	72.2	15.0
町 計	79,971,108	3,956,290	5.2	▲ 0.5	65.0	11.8
町 計 (骨格除)	79,971,108	3,956,290	5.2	▲ 0.5	65.0	11.8
合 計	489,661,125	11,216,889	2.3	1.8	66.2	11.9
合 計 (骨格除)	468,939,568	10,205,634	2.2	1.9	66.3	12.0

※ ○印は、平成26年度当初予算において骨格予算を編成している団体(輪島市)

第2表 歳入予算の状況(骨格予算編成団体を除く18市町)

(単位:千円、%)

区 分 科 目	歳 入 予 算 額				構 成 比		
	26年度 A	25年度 B	増減額 A-B C	増減率 C/B	26年度 D	25年度 E	増減 D-E F
○ 地方税	167,705,545	164,577,814	3,127,731	1.9	35.8	35.9	▲ 0.1
地方譲与税	3,936,404	4,065,103	▲ 128,699	▲ 3.2	0.8	0.9	▲ 0.1
地方消費税等各種交付金	15,401,000	13,745,900	1,655,100	12.0	3.3	3.0	0.3
地方特例交付金等	638,300	666,400	▲ 28,100	▲ 4.2	0.1	0.1	0.0
地方交付税	100,377,500	100,798,000	▲ 420,500	▲ 0.4	21.4	22.0	▲ 0.6
(参考)臨時財政対策債含	123,042,247	124,605,792	▲ 1,563,545	▲ 1.3	26.2	27.2	▲ 1.0
小 計(一般財源)	288,058,749	283,853,217	4,205,532	1.5	61.4	61.9	▲ 0.5
(参考)臨時財政対策債含	310,723,496	307,661,009	3,062,487	1.0	66.3	67.1	▲ 0.8
交通安全対策特別交付金	199,016	198,333	683	0.3	0.0	0.0	0.0
○ 分担金負担金	8,745,744	9,007,097	▲ 261,353	▲ 2.9	1.9	2.0	▲ 0.1
○ 使用料手数料	8,373,748	8,466,746	▲ 92,998	▲ 1.1	1.8	1.8	0.0
国庫支出金	62,217,219	56,826,243	5,390,976	9.5	13.3	12.4	0.9
県支出金	24,461,464	25,544,804	▲ 1,083,340	▲ 4.2	5.2	5.6	▲ 0.4
○ 財産収入	1,203,749	1,130,285	73,464	6.5	0.3	0.2	0.1
○ 寄附金	77,640	187,241	▲ 109,601	▲ 58.5	0.0	0.0	0.0
○ 繰入金	11,143,706	9,277,764	1,865,942	20.1	2.4	2.0	0.4
○ 繰越金	743,495	862,551	▲ 119,056	▲ 13.8	0.2	0.2	0.0
○ 諸収入	7,665,591	8,230,561	▲ 564,970	▲ 6.9	1.6	1.8	▲ 0.2
地方債	56,049,447	55,149,092	900,355	1.6	11.9	12.0	▲ 0.1
うち臨時財政対策債	22,664,747	23,807,792	▲ 1,143,045	▲ 4.8	4.8	5.2	▲ 0.4
うちその他の地方債	33,384,700	31,341,300	2,043,400	6.5	7.1	6.8	0.3
歳入合計	468,939,568	458,733,934	10,205,634	2.2	100.0	100.0	-
○印 自主財源	205,659,218	201,740,059	3,919,159	1.9	43.9	44.0	▲ 0.1

(注) 1 ○印は、自主財源である。

2 地方消費税等各種交付金の欄には、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金を含む。

3 国庫支出金の欄には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

第3表 歳出予算の状況(骨格予算編成団体を除く18市町)

(単位:千円、%)

区分		歳出予算額				構成比		
		26年度	25年度	増減額	増減率	26年度	25年度	増減
科目		A	B	A-B C	C/B	D	E	D-E F
消費的経費	○人件費	69,900,762	71,046,499	▲ 1,145,737	▲ 1.6	14.9	15.5	▲ 0.6
	うち職員給	45,736,416	46,567,909	▲ 831,493	▲ 1.8	9.8	10.2	▲ 0.4
	うち退職手当	7,380,656	7,586,384	▲ 205,728	▲ 2.7	1.6	1.7	▲ 0.1
	物件費	61,701,134	60,551,157	1,149,977	1.9	13.1	13.2	▲ 0.1
	維持補修費	5,019,799	4,301,059	718,740	16.7	1.1	0.9	0.2
	○扶助費	87,415,340	84,594,614	2,820,726	3.3	18.6	18.5	0.1
	補助費等	58,821,653	55,758,983	3,062,670	5.5	12.5	12.2	0.3
	小計	282,858,688	276,252,312	6,606,376	2.4	60.3	60.2	0.1
投資的経費	普通建設事業費	65,614,970	61,128,871	4,486,099	7.3	14.0	13.3	0.7
	うち補助事業分	34,018,535	28,744,724	5,273,811	18.3	7.3	6.3	1.0
	うち単独事業分	31,596,435	32,384,147	▲ 787,712	▲ 2.4	6.7	7.1	▲ 0.4
	災害復旧事業費	238,533	214,025	24,508	11.5	0.1	0.0	0.1
	小計	65,853,503	61,342,896	4,510,607	7.4	14.0	13.4	0.6
繰出金		41,563,265	41,342,337	220,928	0.5	8.9	9.0	▲ 0.1
積立金		1,230,249	1,388,365	▲ 158,116	▲ 11.4	0.3	0.3	0.0
貸付金等		3,275,380	4,589,565	▲ 1,314,185	▲ 28.6	0.7	1.0	▲ 0.3
○公債費		73,166,131	72,830,006	336,125	0.5	15.6	15.9	▲ 0.3
予備費		992,352	988,453	3,899	0.4	0.2	0.2	0.0
歳出合計		468,939,568	458,733,934	10,205,634	2.2	100.0	100.0	-
○印 義務的経費		230,482,233	228,471,119	2,011,114	0.9	49.1	49.8	▲ 0.7

用語解説

◆普通会計

地方公共団体ごとに各会計で経理する事業の範囲が異なっているため、統一的な基準で整理して比較できるようにした統計上の会計区分。一般会計と公営事業会計（公営企業会計、国民健康保険事業会計、介護保険事業会計等）を除く特別会計をあわせたものをいう。

◆地方消費税等各種交付金

県が徴収した税のうち一定部分を市町に交付する交付金。県内市町に交付される交付金としては、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金がある。

◆地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ、全ての地方公共団体が一定の行政水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国が地方公共団体に対して交付する税。財源は、国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれの一定割合の額。

◆臨時財政対策債

地方財源の不足に対応するため、従来国の交付税特別会計で借入を行い、交付税として地方公共団体に交付していた方式から、各地方公共団体において借り入れることになったもの。この臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度交付税に算入することとなっている。通常の地方債とは違い、一般財源として取り扱われる。

◆一般財源総額

一般財源総額とは、市町村税、地方譲与税、地方消費税等各種交付金、地方特例交付金、地方交付税、臨時財政対策債の合計であり、用途を特定されない財源の総額である。

◆義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務付けられた経費。人件費、扶助費（社会保障関係経費）、公債費の3つの費目が義務的経費とされる。